

院内掲示について

1. 保険医療機関について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

■精神科病棟入院基本料（15：1）

精神一般病棟では、1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。

- ・9時～18時まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数5人以内です。
補助職員1人当たりの受け持ち数10人以内です。
- ・18時～9時まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数23人以内です。
補助職員1人当たりの受け持ち数46人以内です。

■認知症治療病棟入院料（1）

認知症治療病棟では、1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。

- ・9時～18時まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数6人以内です。
補助職員1人当たりの受け持ち数8人以内です。
- ・18時～9時まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数27人以内です。
補助職員1人当たりの受け持ち数54人以内です。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

5. 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行って診療を行っています。

- ・ 精神病棟入院料 Ⅰ 5 : Ⅰ
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算 Ⅰ
- ・ 夜間看護体制加算
- ・ 看護補助体制充実加算 Ⅰ
- ・ 認知症治療病棟入院料 (Ⅰ)
- ・ 認知症夜間対応加算
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科慢性身体合併症管理加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 精神科作業療法
- ・ 認知療法・認知行動療法
- ・ 神経学的検査
- ・ C T 撮影及び M R I 撮影
- ・ 重度認知症デイ・ケア料
- ・ 精神科デイ・ケア (小)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 入院ベースアップ評価料 40

◎食事に関する事項について

・入院時食事療養(Ⅰ)

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)(食)第471号の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)、適温で提供しています。

・食堂加算

6. 一般名処方加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品以下略)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、処方箋には銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載しております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することができます。ご不明な点がありましたら、当院職員にご相談ください。

7. 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月1日から後発医薬品がある長期収載品(先発医薬品)の処方を患者さんが希望される場合、特別の料金(後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額)を選定療養としてお支払いいただくことになります。

8. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、以下の取り組みにより医療DXを促進しております。

◎医師等が診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

◎マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

◎算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。

医療DXを推進し、より質の高い医療をおこなうための十分な情報を取得し、診療において活用しております。

9. 口腔管理に係る歯科医療機関連携体制について

当院では、口腔管理連携加算の施設基準に基づき、歯科医療機関と連携体制を整備しております。

患者様の状態に応じて、必要な口腔管理等を実施するため、下記歯科医療機関へ紹介を行っております。

【連携歯科医療機関】さかの杜にしむら歯科クリニック

10. 保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

[文書料など.pdf](#)

[保険外負担に関する事項について.pdf](#)

11. その他

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口までお問合せください。